小委員会交渉の概要

交渉日:令和3年10月21日(水)15時25分

場 所:第一本庁舎内会議室

出席者:当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
給与改定交渉期	○事実上6年連続して例月給の改定を見送	○勧告の取扱いについて、特別給は2年連
における協議事	った勧告は、厳しい中でも賃上げを勝ち	続の引下げ勧告となっており、厳しい景
項の整理につい	取った春闘結果を反映せず、今年こそは	気動向を反映したもの
て	賃上げをという職員の切実な期待を裏切	○引下げ分を全て期末手当で実施するとし
	り、実質賃金が減り続けてきた職員の生	ている点は、業績の反映度合いを更に高
	活悪化に拍車をかけるもの	める必要があると人事委員会から示され
	○一時金について、引下げ分を期末手当に	ているものと認識
	充てたことは、全ての職員に賃下げをも	○人事委員会勧告は基本的に尊重すべきも
	たらすものであり、2年連続の引下げ勧	のと考えているが、都民の理解と納得が
	告を認められない	得られるかといった観点も考慮して取扱
	○不当な勧告の押し付けを許さず、全ての	いを検討
	職員の生活改善につながる平均21,0	○本年の勧告において、行政職給料表(一)
	00円以上の賃上げと、年末一時金要求	1級・2級の給与水準や昇給制度につい
	の実現を強く要求	て言及された内容も踏まえ、職務給の進
	○職責によって賃金格差を拡大しようとす	展及び能力・業績のきめ細かな処遇への
	る行(一)1・2級の賃金水準の見直し	反映の観点から、給与制度全般について
	は断じて容認できない	検討していく必要
	○職員の賃金への業績評価の更なる反映	○両立支援制度について、労使協議を経て
	は、職員の意欲を削ぎ、職場のチームワ	拡充を図っており、総体として充実した
	ークを阻害し、公共サービスの質の低下	ものとなっているものと認識
	につながりかねず、人事考課制度を労使	○「東京都職員『ライフ・ワーク・バラン
	交渉事項とし、十分な検証と議論を行い、	ス』推進プラン」に基づき、職員のキャ
	改善するよう要求	リア形成を支援する取組等を進めていく
	○常勤職員との均等待遇を図り、会計年度	ことが重要
	任用職員の傷病欠勤を病気休暇とし有給	○定年引上げについて、関係制度が令和5
	扱いとすべき	年4月1日から施行されることを踏ま
	○不妊症の治療等に関わる病気休暇に関す	え、必要な準備を遅滞なく進めていく必
	る都労連要求の実現を求めるとともに、	要
	会計年度任用職員の妊娠出産休暇の有給	○定年の引上げ方や再任用制度について、
	化や介護休暇等の在職要件の廃止を要求	改正法の趣旨を踏まえ、適切に措置して
	○2023年度から定年年齢の引上げを開	いくべきものであり、方向性について、
	始するため準備が必要であること、定年	労使の認識は共有されていると認識

事項	組合主張	当局主張
給与改定交渉期	年齢の引上げ方、定年前再任用短時間勤	○任用制度や給与制度、退職手当の取扱い
における協議事	務制の導入や暫定再任用制度の措置につ	などの事項について、人事委員会による
項の整理につい	いて、労使の認識は一致	意見の申出を踏まえつつ、これらの項目
て (続き)	○一方、定年年齢の引上げに関してはあく	について対応を検討し、精力的に協議
	までも労使交渉事項であり、賃金水準な	
	どについて言及しないよう求めた都労連	
	の要請を拒否した人事委員会の意見の申	
	出は認められない	
	○年齢のみを理由とした賃金の格差は年齢	
	差別であり、60歳を超える職員の賃金	
	水準の引下げに反対	